

パート、アルバイト、派遣だからといって 「ボーナス・ゼロ」は

差別です!!



2020年4月からパート有期法第8条にもとづく「同一労働同一賃金ガイドライン」が示されました。それは玉手箱を開けたらポヨヨ〜ンと出てきたのではなく働く人たちや労働組合が声をあげ続けて実現した大切な権利です。でも多くの企業で遵守されていません。



今は、雇用形態が違ってても差別やボーナス^{ゼロ}は違法です



労働組合では「ボーナス」は賃金の一部の後払いであるという考えから「一時金」と呼んでいます。

法律をまもれ! と声をあげて実現しましょう。
みんなにボーナス

差別 NG!

ボーナスゼロなくせ
キャンペーン

全労連・国民春闘共闘委員会
〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館内
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620